

全ての保護者の皆様

(※新小学2年生～新中学3年生の保護者の方は、令和8年1月7日付で送付させていただいた「令和8年度からの学校給食費及び学校諸費の振替業務方法の変更について(お知らせ)」と合わせてお読みください。)

令和8年2月12日  
見附市教育委員会

## 令和8年度からの給食費・学校諸費についてのお知らせ



見附市公式キャラクター  
【ミッケちゃん】

令和8年度から、給食費・教材費等の学校諸費は「**tetoru(テトル)**」の**集金サービス**を利用した**口座振替**で集めて管理します。

### 1. 保護者の皆様にお願ひする手続き

※新小学1年生、新中学1年生は STEP①から(特別支援学校含む)

新小学2～6年生、新中学2～3年生は STEP②から(特別支援学校含む)

**【新小学1年生・新中学1年生及び現在 tetoru 未登録の方】**

#### STEP① 「 tetoru(テトル) 」への登録

※新中学1年生は、新たに入学する中学校での登録が必要となります。登録手順は、現在通っている小学校から別途登録に必要な二次元コードが印字された登録用紙が配布されていますので、そちらに沿ってご登録をお願いします。

- 給食費や学校諸費に関する重要なお知らせは「tetoru(テトル)」を通してお知らせします。
- 登録手順は、別紙「連絡アプリ tetoru のご利用登録への案内」をご確認ください。
- 記載されている期限までに必ずご登録をお願いします。
- 登録が完了し口座登録が可能になったら、STEP②へ進んでください。



**【新小学2～6年生・新中学2～3年生】 【期限:令和8年3月9日(月)】**

#### STEP② 「 tetoru(テトル) 」への口座登録

- 別紙「tetoru アプリでの振替口座登録の手順」に沿って、振替口座の登録をお願いします。
- 都市銀行、主要地方銀行・信用組合・信用金庫、労働金庫、JA バンク、ゆうちょ銀行、ネットバンキングに対応しています。

#### 問い合わせ先

tetoru (テトル) について	ヘルプセンター	Tel : 0120-070-221 受付時間 : 月～金 (祝日・年末年始除く) 9:00～18:00
学校給食費について	教育総務課	Tel : 0258-62-1700 (内線 410)
	学校給食センター	Tel : 0258-62-2244
学校諸費 (給食費以外) について	お子様の通う学校	受付時間 : 月～金 (祝日・年末年始除く)
	学校教育課 学校教育係	Tel : 0258-62-1700 (内線 431)

## 2. 学校給食費等の納入に関する概要

見附市では、令和8年4月から市立学校の学校給食費を「学校」に代わり「市」が徴収・管理する「公会計」方式に移行します。

### ① 学校給食費の額について

令和8年度から、国が小学校の給食費負担軽減のための給食費負担軽減交付金を創設したことに伴い、交付金の基準額を超える部分については、市負担とし「小学校給食費を完全無償化」します。

また、国は中学校給食費の負担軽減について「できるだけ速やかに始める」としていることから、それまでの間の支援として、市は中学校の給食費補助として「一律 15,000 円(2 か月分相当)を補助」します。

学 校	1食あたりの基準額 (補助反映前)	1食あたりの徴収額 (補助反映後)
小学校・特支小学部	365 円	0 円
中学校・特支中学部	418 円	342 円
特支高等部	418 円	418 円

- 学校諸費と合わせての徴収となります。
- 学校給食は、年間195回程度喫食予定です。

### ② 学校諸費の額について

学校諸費の額は、学校・学年ごとに異なります。

各学校において、副教材費、校外学習にかかる費用として必要な金額をご負担いただきます。

費用の内訳、年間の合計額や1回ごとの振替額は、令和8年4月以降にお知らせします。

### ③ 口座振替日について

tetoru(テトル)「毎月集金サービス」の導入に合わせて、年9回に分けて徴収します(これまでは10回)。

口座振替日は、以下の通りの予定です。

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
振替日	5/7	6/8	7/6	9/7	10/6	11/6	12/7	1/6	2/8

- 口座振替日が、土・日・祝日の場合は、金融機関の翌営業日になります。
  - 学校給食費は、1食単価×年間の喫食予定回数を9回で均した額を第1期～8期まで納入いただき、一定期間以上の長期欠席で給食が停止になった分などを、最終第9期に調整して納入いただきます。
- また、残高不足により振替不能だった場合納付書を発行しますので、市内金融機関で納付してください。

### ④ 児童手当、就学援助費からの充当について

学校給食費のお支払いが滞った場合、児童手当・就学援助費から充当することができます。

詳しくは学校・教育委員会へお問い合わせください。

### 3. 学校給食費等納入に関する Q&A

**Q 現在も口座振替で支払っていますが、新たに手続きする必要がありますか？**

A 現在、学校と保護者との間の連絡ツールとして利用中である「tetoru(テトル)」の「毎月集金サービス」で学校給食費および学校諸費等の振替業務を導入することになりました。全ての保護者の皆様から改めて口座登録手続きをしていただく必要があります。

**Q 子どもが2人以上いるときは、1人分だけ登録すれば良いですか？**

A STEP①②どちらも、お子様ごとに手続きが必要です(例:お子様が3人の場合は、3人登録が必要)。

**Q 手続きはスマートフォンからでなくてもできますか？**

A 「毎月集金サービス」はスマートフォン以外の端末操作(Web版)からは利用できませんので、アプリのインストールをお願いいたします。スマートフォンをお持ちでない方は学校教育課にご相談ください。

**Q 口座振替に関する通知はどのように来ますか？**

A 口座振替日と振替金額は、事前に tetoru(テトル)から自動で連絡配信されます。

また、[口座振替不能]の場合においても、該当児童生徒の保護者様宛に自動で連絡配信されます。アプリのホーム画面でご確認ください。

過去分の事前通知につきましては削除されることはなく、手動での削除もできませんので、表示された状態のままとなります。

**Q 過去の支払履歴を確認することはできますか？**

A 下記の①②いずれかで確認することができます。

①tetoru の連絡配信で届く「振替の事前通知」や「口座振替不能通知」をご確認ください。

②振替口座の通帳を記帳しご確認ください。

また、「口座振替不能通知」の過去分につきましては削除されることはなく、手動での削除もできませんので、表示された状態のままとなります。

**Q 徴収が年10回から9回になりますが、合計額は変わりますか？**

A 1食単価の増加と徴収回数の減少により、1期あたり納入いただく金額は今までよりも増えますが、全体として合計額が変わることはありません。

**Q 食物アレルギーのため、給食を全く食べていない(弁当持参)なのですが、手続きは必要ですか？**

A 給食を食べていない場合でも、学校諸費等の振替口座を登録いただくため、手続きをお願いいたします。

**Q 口座振替できなかった場合はどうなりますか？**

A 口座振替日に残高不足等により振替不能だった場合は、下記の対応をお願いします。

給食費については、納付書を発行しますので、指定納付期限までに市内金融機関窓口で納付してください。

学校諸費については、tetoru から「口座振替不能のお知らせ」が届きますので、記載されている口座へ振込をしてください。

**Q 学校に現金で給食費を支払うことは可能ですか？**

A 給食費の学校での取扱いは行いません。